

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東洋町長 長崎 正仁

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 東洋町<br>(39301)     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 生見地区<br>(生見)       |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年3月26日<br>(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地が増加していくことが懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

主な作物:果樹、ナス、トマト、水稻

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である果樹、ナス、トマト、水稻について、生産の維持・拡大を図るため、経営の規模拡大に取り組む農業者や新規就農者へ農地の集積・集約化を進める。地域が一体となって遊休農地や耕作放棄地の解消に務め、担い手農家への集積を進める。また、生産性向上のために基盤整備も検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 45.4 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 45.4 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。             |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を進める。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 生産性向上のために基盤整備も検討する。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                         |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |  |                                |                               |
|---|---|--|--------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業           | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金事業と連携し、適切な維持管理を行う。